

## 図書館法

発令：昭和25年4月30日号外法律第118号  
最終改正：平成29年5月31日号外法律第41号  
改正内容：平成29年5月31日号外法律第41号[平成31年4月1日]

### ○図書館法

[昭和二十五年四月三十日号外法律第百十八号]  
〔文部大臣署名〕

図書館法をここに公布する。

### 図書館法

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）
- 第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

#### 附則

##### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深

めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一條及び第十二条 削除〔昭和六〇年七月法律九〇号〕

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除〔平成二〇年六月法律五九号〕

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除〔平成一一年七月法律八七号〕

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に

該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

### 第三章 私立図書館

#### 第二十四条 削除〔昭和四二年八月法律一二〇号〕

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 図書館令（昭和八年勅令第百七十五号）、公立図書館職員令（昭和八年勅令第百七十六号）及び公立図書館司書検定試験規程（昭和十一年文部省令第十八号）は、廃止する。
- 3 この法律施行の際、現に都道府県又は五大市の設置する図書館の館長である者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長である者は、第十三条第三項の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ都道府県若しくは五大市の設置する図書館の館長又は五大市以外の市の設置する図書館の館長となる資格を有するものとする。
- 4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員（大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。）は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。
- 5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務

に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

- 6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。
- 7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 9 教育委員会は、この法律施行後三年間に限り、公立図書館の館長となる資格を有する者が得られないときは、図書館に関し学識経験のある者のうちから、館長を任命することができる。但し、その者は、当該期間内に公立図書館の館長となる資格が得られない限り、この法律施行後三年を経過した日以後は、館長として在任することができない。
- 10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。
- 11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際官吏であつたものは、別に辞令を発せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。
- 12 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第七条、第八条、第十三条第一項、第十五条、第十八条及び附則第九項中「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会」、「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。
- 13 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。  
〔次のように略〕  
附 則〔昭和二七年六月一二日法律第一八五号〕  
この法律は、公布の日から施行する。  
附 則〔昭和二七年七月三一日法律第二七〇号抄〕  
1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。〔後略〕  
附 則〔昭和二七年八月一四日法律第三〇五号抄〕  
(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和二八年一月政令八号により、昭和二八・二・一三から施行〕

附 則〔昭和三十一年六月一二日法律第一四八号〕

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日〔昭和三十一年九月一日〕から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則〔昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和三四年四月三〇日法律第一五八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三六年六月一七日法律第一四五号〕

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日〔昭和三六年六月一七日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和三七年五月一五日法律第一三三号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四〇年三月三一日法律第一五号抄〕

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四二年八月一日法律第一二〇号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和六〇年七月一二日法律第九〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一〇年六月一二日法律第一〇一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

二～六　〔略〕

(国等の事務)

第一百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく

政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

[平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄]

(処分、申請等に関する経過措置)

**第千三百一条** 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の处分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

**第千三百二条** なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の处分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

**第千三百四十四条** 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 [平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄]

(施行期日)

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 [前略] 第千三百四十四条の規定 公布の日
- 二 [略]

附 則 [平成一四年五月一〇日法律第四一号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則〔中略〕第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二条 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

[平成一八年六月二日法律第五〇号抄]

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律=平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

[平成一九年一二月政令三六二号により、平成一九・一二・二六から施行]

附 則〔平成二〇年六月一一日法律第五九号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(図書館法の一部改正に伴う経過措置)

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　〔前略〕第十七条から第十九条まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

三～六　〔略〕

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二九年五月三一日法律第四一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

発令：平成24年12月19日号外文部科学省告示第172号

最終改正：平成24年12月19日号外文部科学省告示第172号

改正内容：平成24年12月19日号外文部科学省告示第172号[平成24年12月19日]

### ○図書館の設置及び運営上の望ましい基準

[平成二十四年十二月十九日号外文部科学省告示第百七十二号]

[平成一三年七月一八日文部科学省告示第一三二号（公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準）を全文改正]

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成二十四年十二月十九日から施行する。

### 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

#### 目次

##### 第一 総則

一 趣旨

二 設置の基本

三 運営の基本

四 連携・協力

五 著作権等の権利の保護

六 危機管理

##### 第二 公立図書館

一 市町村立図書館

###### 1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

(三) 広報活動及び情報公開

(四) 開館日時等

(五) 図書館協議会

(六) 施設・設備

###### 2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

(二) 図書館資料の組織化

###### 3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

(二) 情報サービス

(三) 地域の課題に対応したサービス

(四) 利用者に対応したサービス

(五) 多様な学習機会の提供

(六) ボランティア活動等の促進

###### 4 職員

(一) 職員の配置等

(二) 職員の研修

## 二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究
- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

## 第三 私立図書館

### 一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
- 2 広報活動及び情報公開
- 3 開館日時
- 4 施設・設備

### 二 図書館資料

### 三 図書館サービス

### 四 職員

## 第一 総則

### 一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

### 二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収藏能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

### 三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービ

スの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

#### 四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

#### 五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

#### 六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

### 第二 公立図書館

#### 一 市町村立図書館

##### 1 管理運営

###### (一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

## (二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

## (三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

## (四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

## (五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

## (六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レンタルサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

## 2 図書館資料

### (一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとす

る。

- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

## (二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るために、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

# 3 図書館サービス

## (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

## (二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレンタルサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するリファレンスサービスの実施に努めるものとする。

## (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

## (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書

館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

#### (五) 多様な学習機会の提供

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共に多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

#### (六) ボランティア活動等の促進

① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

### 4 職員

#### (一) 職員の配置等

① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び待遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

#### (二) 職員の研修

① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育

委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

## 二 都道府県立図書館

### 1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
  - ア 資料の紹介、提供に関すること
  - イ 情報サービスに関すること
  - ウ 図書館資料の保存に関すること
  - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
  - オ 図書館の職員の研修に関すること
  - カ その他図書館運営に関すること
- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

### 2 施設・設備

- 都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。
- ア 研修
  - イ 調査研究
  - ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

### 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

### 4 図書館資料

- 都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
- ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備
  - イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

### 5 職員

- ① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

### 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

### 第三 私立図書館

#### 一 管理運営

##### 1 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- ② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- ③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

##### 2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

##### 3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

##### 4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

#### 二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

#### 三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

#### 四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

○木津川市図書館条例

平成19年3月12日条例第92号

改正

平成22年3月31日条例第12号

平成24年3月30日条例第13号

平成27年12月25日条例第50号

平成30年9月28日条例第39号

木津川市図書館条例

(設置)

**第1条** 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、木津川市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(構成)

**第2条** 図書館は、中央館及び分館によって構成する。

2 中央館及び分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

館種	名称	位置
中央館	木津川市立中央図書館	木津川市木津町内垣外36番地
分館	木津川市立加茂図書館	木津川市加茂町里南古田156番地
分館	木津川市立山城図書館	木津川市山城町平尾前田24番地

3 図書館に分室を置くことができる。

(事業)

**第3条** 図書館は、次の事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理保存して、住民の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用のための相談に応じること。
- (3) 他の図書館と協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (4) 学校等と緊密に連絡し、協力すること。
- (5) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示などの主催及び奨励を行うこと。
- (6) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業

(職員)

**第4条** 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

**第5条** 法第16条の規定により、木津川市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員の報酬及び費用弁償は、木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第42号）の定めるところにより支給する。

(利用の制限)

**第6条** 教育委員会は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は館長の指示に従わないとき。
- (2) 利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(館外貸出しの対象者)

**第7条** 次の各号のいずれかに該当する者は、図書館資料の館外貸出しを受けることができる。

- (1) 本市内に住所を有する者
- (2) 本市内に所在する学校、官公署、会社等に在学又は在職する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が特に認めた者

(利用者の秘密を守る義務)

**第8条** 図書館職員は、業務を通じて知り得た利用者の個人情報を他に漏らしてはならない。

(視聴覚室等の利用許可)

**第9条** 木津川市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の施設のうち視聴覚室、会議室、和室又は展示ホール（以下「視聴覚室等」という。）を利用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、中央図書館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(視聴覚室等利用の制限)

**第10条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、視聴覚室等の利用を許可しないことができる。

- (1) 図書館活動と目的を異にするとき。
- (2) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的として利用するとき。
- (4) 図書館の管理上支障があると認められるとき。

(視聴覚室等の利用時間)

**第11条** 視聴覚室等の利用時間は、午前10時から午後5時までとする。

(視聴覚室等の使用料)

**第12条** 第9条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表の使用料を納付しなければならない。

(視聴覚室等の使用料の減免)

**第13条** 教育委員会は、特に必要と認めるときは、視聴覚室等の使用料を減額し、又は免除することができる。

(視聴覚室等の利用許可の取消し等)

**第14条** 教育委員会は、視聴覚室等の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、又は利用の条件を変更し、若しくは利用を停止させることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (2) 利用目的以外に利用しているとき。
- (3) 災害その他の事故により、利用することができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

(図書館資料の複写料金)

**第15条** 図書館資料の複写に要する費用は、利用者の負担とし、その額は、規則で定める。

2 複用紙の両面に複写する場合は、片面を1枚として複写料金を算定する。

(損害賠償の義務)

**第16条** 利用者は、図書館の施設、設備若しくは図書館資料を破損し、又は紛失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日までに、合併前の木津町中央図書館条例(平成12年木津町条例第34号)、加茂町立図書館設置条例(昭和61年加茂町条例第2号)、加茂町立図書館協議会設置条例(昭和61年加茂町条例第18号)、山城町立図書館設置条例(平成8年山城町条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

#### 附 則(平成22年3月31日条例第12号)

この条例は、平成22年5月1日から施行する。

#### 附 則(平成24年3月30日条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成27年12月25日条例第50号)

この条例は、平成28年1月6日から施行する。

#### 附 則(平成30年9月28日条例第39号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 別表(第12条関係)

区分	使用料
視聴覚室	1時間 400円
会議室	1時間 300円
和室	1時間 200円
展示ホール	1日 1,000円

## ○木津川市図書館条例施行規則

平成19年3月12日教育委員会規則第26号

改正

平成22年10月29日教育委員会規則第7号

平成24年3月30日教育委員会規則第3号

平成27年12月25日教育委員会規則第15号

平成30年10月30日教育委員会規則第7号

令和元年10月1日教育委員会規則第5号

令和元年12月26日教育委員会規則第7号

## 木津川市図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市図書館条例（平成19年木津川市条例第92号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 削除

(開館時間及び休館日)

第3条 木津川市立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。

(図書館利用カードの交付)

第4条 条例第7条に規定する者が図書館資料（以下「資料」という。）の貸出しを受けようとする場合は、図書館利用申込書（別記様式第1号。以下「利用申込書」という。）に必要な事項を記載の上、館長に提出し、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

2 館長は、前項の申込みを行う者に対し、その住所及び氏名等を確認できる物の提示を求めることができる。

3 利用カードの交付は、1人につき1枚とする。

(利用カードの紛失及び記載事項変更の届出)

第5条 利用カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、利用カードを紛失したとき、又は利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(利用カードの無効及び再発行)

第6条 利用カードの紛失が確認されたときは、その利用カードは無効とする。

2 利用カードの再交付を受けようとする者は、新たに利用申込書を館長に提出し、交付を受けることができる。

(利用カードの譲渡等の禁止)

第7条 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又はこれを不正に利用してはならない。

2 利用カードが登録者以外によって、利用され、損害が生じた場合、登録者は、すべての責めを負わなければならない。

(貸出禁止資料)

第8条 次に掲げる資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 貴重な図書資料及び郷土資料
- (2) 事典、辞書、年鑑その他これらに類する資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が指定する資料

(館外貸出しの手続)

第9条 資料の館外貸出しを受けようとする者は、利用カードを職員に提示しなければならない。

(貸出冊数)

第10条 利用者が館外貸出しを受けることができる資料の貸出冊数は、館長が別に定める。

(貸出期間)

第11条 利用者が館外貸出しを受けることができる期間は、貸出日から15日以内とする。

(団体貸出し)

第12条 本市内に所在する官公署、学校等及び地域を中心として主体的に読書活動を行う団体に対し、資料の貸出しを行うことができる。

(団体貸出しの手続)

第13条 資料の団体貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ、団体貸出申込書（別記様式第2号）を館長に提出して、利用カードの交付を受けなければならない。

(団体貸出しの期間及び冊数)

第14条 団体への資料の貸出期間及び貸出冊数については、館長が別に定める。

(個人貸出しの規定の準用)

第15条 第4条第2項及び第5条から第9条までの規定は、団体貸出しについて準用する。

(貸出の制限)

第16条 館長は、資料の貸出期限内に資料を返却しなかった者に対し、一定期間、資料の館外貸出しを停止することができる。

(貸出期間後の継続貸出し)

第17条 資料の貸出期間を超えて継続利用したい者は、館長の承認を受けなければならない。この場合において、当該資料を継続利用できる期間は、継続した日から15日以内とし、1回限り継続できるものとする。

(対面朗読)

第18条 身体障害手帳の交付を受けている視覚障害者は、図書館において、対面朗読を受けることができる。

2 前項の規定により対面朗読を受けようとする者は、利用の登録を行うとともに、あらかじめ希望する日時等を館長に申し出なければならない。

(代理人貸出し及び在宅貸出し)

第19条 身体障害者等で、来館して図書館を利用することが困難であると認められる者は、その代理人により資料の貸出しを受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、代理人を選ぶことが困難な者は、図書館からの図書配送による貸出しを受けることができる。

3 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ館長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(複写)

第20条 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）上適法な範囲において、図書館に設置してある電子複写機を利用して、資料の複写をすることができる。

2 前項の複写をしようとする者（以下「申込者」という。）は、図書館資料複写申込書（別記様式第3号）を館長に提出しなければならない。

3 前項の申請による複写は、日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとし、複写料金は、単色刷り1枚につき10円、多色刷り1枚につき50円とする。

(複製物の利用上の責任)

第21条 前条第1項の規定により複写した複製物の利用について、著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写の申込者が、その責任を負うものとする。

(寄贈及び寄託)

第22条 図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 資料の寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、事情により特に図書館が負担することができる。

3 寄託された資料の取扱いは、図書館の所有に属する資料の取扱いの例による。

4 図書館は、寄託された資料がやむを得ない事由により滅失し、若しくは紛失し、又は汚損し、若しくは破損したときは、その責めを負わない。

(視聴覚室等の利用申請)

第23条 条例第9条第1項の規定により視聴覚室等の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木津川市立中央図書館利用許可申請書（別記様式第4号）を木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(視聴覚室等の利用許可書)

第24条 教育委員会は、視聴覚室等の利用を許可したときは、木津川市立中央図書館利用許可書（別記様式第5号）を申請者に交付するものとする。

(利用後の点検)

第25条 利用者は、視聴覚室等の利用が終わったときは、責任をもって整理整頓し、利用前と同じ状態にしなければならない。

(遵守事項)

第26条 利用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 図書館内において、騒音、放歌、暴力等他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 資料に落書き、切取り等を行わないこと。
- (3) 資料を無断で館外に持ち出さないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の木津町中央図書館運営規則（平成12年木津町教育

委員会規則第2号)、加茂町立図書館運営規則(昭和61年加茂町教育委員会規則第3号)又は山城町立図書館管理運営規則(平成9年山城町教育委員会規則第2号)の規定によりなされた手続  
その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成22年10月29日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日教育委員会規則第15号)

(施行期日等)

この規則は、平成28年1月6日から施行する。

附 則(平成30年10月30日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月26日教育委員会規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

図書館(分室)名	開館(室)時間	休館(室)日
木津川市立中央図書館 木津川市立加茂図書館	(1) 火曜日から金曜日までにあっては、午前9時30分から午後6時まで (2) 日曜日及び土曜日にはあっては、午前9時30分から午後5時まで	(1) 月曜日 (2) 休日(その日が日曜日及び月曜日に当たるときは、その翌日以降の日であって、その日に最も近い休日又は月曜日でない日) (3) 12月28日から翌年の1月4日まで (4) 資料整理日(毎月最終の金曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日) (5) 特別資料整理期間(年15日以内)
木津川市立山城図書館	(1) 火曜日から金曜日までにあっては、午前9時	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日であって、その日に最も

	<p>30分から午後 6 時まで</p> <p>(2) 日曜日、土曜日及び 休日にあっては、午前 9 時30分から午後 5 時まで</p>	<p>近い日曜日、月曜日、土曜日又は休日（次 号において「休日等」という。）でない日）</p> <p>(2) 休日の翌日（その日が休日等に当たる ときは、その翌日以降の日であって、その 日に最も近い休日等でない日）</p> <p>(3) 12月28日から翌年の1月 4 日まで</p> <p>(4) 資料整理日（毎月最終の金曜日。ただ し、その日が休日に当たるときは、その翌 日）</p> <p>(5) 特別資料整理期間（年15日以内）</p>
--	---	--

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別記様式第1号（第4条関係）

## 図書館利用申込書

木津川市立図書館長様

図書館のきまりを守ります。

申込日	年月日	利用者No.	
フリガナ		生年月日・たんじょうび	性別
なまえ 氏名		年月日	男女
ところ ① 住所			
電話番号		フリガナ 保護者名 (小学生以下のみ記入)	
勤務先又は学校名 (市外の方のみ)	電話番号		
備考			

☆ ふといわくのなかだけかいてください。

別記様式第2号（第13条関係）

団体貸出申込書

木津川市立図書館長様

次のとおり利用を申し込みます。

利用に当たっては、図書館の規則を守ります。

年月日

(ふりがな) 団体名	
所在地	電話番号
代表者名	
代表者住所	電話番号
団体構成員数	人
取扱責任者	
図書館資料の 利 用 目 的	
図書館資料の 設 置 場 所	
備 考	

### 別記様式第3号（第20条関係）

# 図書館資料複写申込書

複写年月日 年 月 日

コピーすることができるるのは、資料の一部（半分以下）、1人につき1部です。

雑誌の最新刊は、コピーすることができません。

木津川市立図書館長 様

キ リ ト リ

申认者

氏名	電話番号
住所	

この資料複写は、私の研究の目的にのみ使用し、複写によって生ずる著作権等については、すべて申込者が責任を負います。

別記様式第4号（第23条関係）

木津川市立中央図書館利用許可申請書

木津川市教育委員会 様

次のとおり図書館を利用したいので申請します。

申請者	住所 氏名 (団体名)	電話番号 <input type="text"/>
利用責任者	住所 氏名	
利用日時	年 月 日 時～	年 月 日 時
利用室名	視聴覚室・会議室・和室・展示ホール	
利用目的		
利用人員		
利用備品		
備考		

木津川市立中央図書館利用許可書

次のとおり図書館の利用を許可します。

木津川市教育委員会

印

申請者	住所 氏名 (団体名)	電話
利用責任者	住所 氏名	
利用日時	年　月　日　時～	年　月　日　時
利用室名	視聴覚室・会議室・和室・展示ホール	
利用目的		
利用人員		
利用備品		
備考		

○木津川市立図書館協議会運営規則

平成19年3月12日教育委員会規則第27号

改正

平成24年3月30日教育委員会規則第4号

木津川市立図書館協議会運営規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、木津川市図書館条例（平成19年木津川市条例第92号。）第5条の規定に基づき、木津川市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** 協議会は、木津川市立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館事業について、意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

**第3条** 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会委員（以下「委員」という。）の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議事)

**第5条** 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会委員の解任)

**第6条** 木津川市教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、任期中においても委員を解任することができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、木津川市立中央図書館において行う。

(補則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。

(最初の会議の招集等)

2 この規則の施行後、最初に招集される会議の招集及び会長が決定されるまでの会長の職務は、教育長が行うものとする。任期満了に伴う委員の交替に際しても、同様とする。

**附 則** (平成24年3月30日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成24年5月25日教育委員会告示第8号

改正

平成28年7月1日教育委員会告示第13号

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、木津川市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 雜誌スポンサー制度は、図書館の雑誌及び雑誌書架に企業や商店、団体等の広告を掲載することにより、図書館の新たな財源を確保し、図書館資料の充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

**第3条** 雜誌スポンサー（雑誌スポンサー制度による広告主をいう。以下同じ。）は、雑誌の購入に係る費用を負担し、これにより購入した雑誌（以下「提供雑誌」という。）を木津川市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する。

2 提供雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

3 図書館は、提供雑誌、提供雑誌の最新号カバー及び配架された書架に雑誌スポンサーの広告を掲載する。

(規制業種及び規制広告)

**第4条** 木津川市有料広告掲載要綱（平成20年木津川市告示第51号。以下「広告掲載要綱」という。）

第3条第2項及び同条第3項に規定する業種又は、事業者の広告は、掲載できない。

(雑誌等の選定)

**第5条** 雜誌スポンサー制度に申込をしようとする者は、図書館が作成した「雑誌リスト」の中から提供希望する雑誌及び図書館を選定するものとする。

(広告の規格)

**第6条** 提供雑誌、提供雑誌の最新号カバー及び雑誌書架の広告は、図書館が指定した規格で表示しなければならない。

(募集)

**第7条** 図書館は、雑誌スポンサーを隨時募集し、先着順に申込を受付するものとする。

(雑誌スポンサー制度の申込)

**第8条** 雑誌スポンサー制度に申込をしようとする者は、木津川市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（別記様式第1号）に広告及び事業所概要書を添付し、教育長に申込しなければならない。  
(広告の審査及び決定)

**第9条** 教育長は、前条の申込書を受付したときは、業種及び広告内容の審査を広告掲載要綱第6条に規定する木津川市広告審査会（以下「審査会」という。）に付託するものとする。

2 教育長は、審査会の審査結果を受け、申込者に木津川市立図書館雑誌スポンサー決定・不決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(広告の変更等)

**第10条** 雑誌スポンサーは、前条第2項の規定により決定された広告を変更しようとする場合は、木津川市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書（別記様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申込を受付したときは、前条第1項の規定を適用する。

3 教育長は、審査会の審査結果を受け、申込者に木津川市立図書館雑誌スポンサー広告変更承認・不承認通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(広告掲載期間)

**第11条** 広告の掲載期間は、第9条第2項の規定により教育長が雑誌スポンサーとして決定した日から決定した日の属する年度の末日までとする。

2 雑誌スポンサーが広告掲載期間の継続を希望する場合は、1年単位で継続できるものとする。  
(雑誌の提供中止)

**第12条** 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2か月前までに木津川市立図書館雑誌提供中止通知書（別記様式第5号。以下「雑誌提供中止通知書」という。）により教育長に通知しなければならない。

(購入代金の支払い方法等)

**第13条** 雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を次に掲げる支払い方法により図書館指定の雑誌納入業者（以下「指定書店」という。）に直接支払うものとする。

- (1) 雑誌代金の支払いは、一括先払いとする。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

2 雑誌スポンサーが、雑誌提供中止通知書により提供を中止する場合は、一括先払いした雑誌代金は、還付しない。

3 前項の雑誌代金は、雑誌スポンサーが雑誌提供を中止した後に刊行される雑誌購入代金に充て

るものとする。

(雑誌が休刊等した場合の措置)

**第14条** 指定書店は、雑誌スポンサー提供の雑誌が休刊した場合、若しくは、雑誌価格が変動した場合は、一括先払いの雑誌代金を清算する。

(広告掲載の責務)

**第15条** 広告の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担において解決するものとする。

(庶務)

**第16条** 雑誌スポンサー制度の庶務は、木津川市立中央図書館において処理する。

(補則)

**第17条** この告示に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

**附 則** (平成28年7月1日教育委員会告示第13号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

年 月 日

木津川市教育委員会 教育長 宛て

住所

氏名

(印)

電話番号

### 木津川市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

木津川市立雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、下記のとおり申込みます。

記

#### 1 提供を希望する雑誌名・図書館名

雑誌名	図書館名
	中央図書館・加茂図書館・山城図書館

※ 雑誌名は、図書館の「雑誌リスト」から選んでください。

提供を希望する図書館名に「○」をしてください。

#### 2 雑誌スポンサー希望期間

年 月 日 から 年 月 日まで

※ 広告および事業所概要書（業種がわかるもの）を添付してください。

別記様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

木津川市教育委員会

教育長

印

### 木津川市立図書館雑誌スポンサー決定・不決定通知書

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき申込みされた雑誌スポンサー制度申込みについて、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

◎ 雑誌スポンサーに決定します。

1 スポンサー雑誌名及び図書館名

( )

2 スポンサー期間 年 月 日から 年 月 日まで

◎ 雑誌スポンサーに決定できません。

【不決定の理由】

年 月 日

木津川市教育委員会 教育長 宛て

住所

氏名

(印)

電話番号

木津川市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、広告を下記のとおり変更したいので、変更広告を添付して申込みます。

記

1 変更広告は、別紙のとおり

2 変更希望の年月日 年 月 日

年 月 日

様

木津川市教育委員会

教育長

印

木津川市立図書館雑誌スポンサー広告変更承認・不承認通知書

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき申込みされた雑誌スポンサー広告変更について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

◎ 広告の変更を承認します。

◎ 広告の変更を承認できません。

【不承認の理由】

年 月 日

木津川市教育委員会 教育長 宛て

住所

氏名

印

電話番号

### 木津川市立図書館雑誌提供中止通知書

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、下記の雑誌の提供を中止します。

記

提供を中止する雑誌名及び図書館名

○木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成24年5月25日教育委員会告示第8号

改正

平成28年7月1日教育委員会告示第13号

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、木津川市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 雜誌スポンサー制度は、図書館の雑誌及び雑誌書架に企業や商店、団体等の広告を掲載することにより、図書館の新たな財源を確保し、図書館資料の充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

**第3条** 雜誌スポンサー（雑誌スポンサー制度による広告主をいう。以下同じ。）は、雑誌の購入に係る費用を負担し、これにより購入した雑誌（以下「提供雑誌」という。）を木津川市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する。

2 提供雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

3 図書館は、提供雑誌、提供雑誌の最新号カバー及び配架された書架に雑誌スポンサーの広告を掲載する。

(規制業種及び規制広告)

**第4条** 木津川市有料広告掲載要綱（平成20年木津川市告示第51号。以下「広告掲載要綱」という。）

第3条第2項及び同条第3項に規定する業種又は、事業者の広告は、掲載できない。

(雑誌等の選定)

**第5条** 雜誌スポンサー制度に申込をしようとする者は、図書館が作成した「雑誌リスト」の中から提供希望する雑誌及び図書館を選定するものとする。

(広告の規格)

**第6条** 提供雑誌、提供雑誌の最新号カバー及び雑誌書架の広告は、図書館が指定した規格で表示しなければならない。

(募集)

**第7条** 図書館は、雑誌スポンサーを隨時募集し、先着順に申込を受付するものとする。

(雑誌スポンサー制度の申込)

**第8条** 雑誌スポンサー制度に申込をしようとする者は、木津川市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（別記様式第1号）に広告及び事業所概要書を添付し、教育長に申込しなければならない。  
(広告の審査及び決定)

**第9条** 教育長は、前条の申込書を受付したときは、業種及び広告内容の審査を広告掲載要綱第6条に規定する木津川市広告審査会（以下「審査会」という。）に付託するものとする。

2 教育長は、審査会の審査結果を受け、申込者に木津川市立図書館雑誌スポンサー決定・不決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(広告の変更等)

**第10条** 雑誌スポンサーは、前条第2項の規定により決定された広告を変更しようとする場合は、木津川市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書（別記様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申込を受付したときは、前条第1項の規定を適用する。

3 教育長は、審査会の審査結果を受け、申込者に木津川市立図書館雑誌スポンサー広告変更承認・不承認通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(広告掲載期間)

**第11条** 広告の掲載期間は、第9条第2項の規定により教育長が雑誌スポンサーとして決定した日から決定した日の属する年度の末日までとする。

2 雑誌スポンサーが広告掲載期間の継続を希望する場合は、1年単位で継続できるものとする。  
(雑誌の提供中止)

**第12条** 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2か月前までに木津川市立図書館雑誌提供中止通知書（別記様式第5号。以下「雑誌提供中止通知書」という。）により教育長に通知しなければならない。

(購入代金の支払い方法等)

**第13条** 雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を次に掲げる支払い方法により図書館指定の雑誌納入業者（以下「指定書店」という。）に直接支払うものとする。

- (1) 雑誌代金の支払いは、一括先払いとする。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

2 雑誌スポンサーが、雑誌提供中止通知書により提供を中止する場合は、一括先払いした雑誌代金は、還付しない。

3 前項の雑誌代金は、雑誌スポンサーが雑誌提供を中止した後に刊行される雑誌購入代金に充て

るものとする。

(雑誌が休刊等した場合の措置)

**第14条** 指定書店は、雑誌スポンサー提供の雑誌が休刊した場合、若しくは、雑誌価格が変動した場合は、一括先払いの雑誌代金を清算する。

(広告掲載の責務)

**第15条** 広告の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担において解決するものとする。

(庶務)

**第16条** 雑誌スポンサー制度の庶務は、木津川市立中央図書館において処理する。

(補則)

**第17条** この告示に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

**附 則** (平成28年7月1日教育委員会告示第13号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

年 月 日

木津川市教育委員会 教育長 宛て

住所

氏名

(印)

電話番号

### 木津川市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

木津川市立雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、下記のとおり申込みます。

記

#### 1 提供を希望する雑誌名・図書館名

雑誌名	図書館名
	中央図書館・加茂図書館・山城図書館

※ 雑誌名は、図書館の「雑誌リスト」から選んでください。

提供を希望する図書館名に「○」をしてください。

#### 2 雑誌スポンサー希望期間

年 月 日 から 年 月 日まで

※ 広告および事業所概要書（業種がわかるもの）を添付してください。

別記様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

木津川市教育委員会

教育長

印

### 木津川市立図書館雑誌スポンサー決定・不決定通知書

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき申込みされた雑誌スポンサー制度申込みについて、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

◎ 雑誌スポンサーに決定します。

1 スポンサー雑誌名及び図書館名

( )

2 スポンサー期間 年 月 日から 年 月 日まで

◎ 雑誌スポンサーに決定できません。

【不決定の理由】

年 月 日

木津川市教育委員会 教育長 宛て

住所

氏名

(印)

電話番号

木津川市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、広告を下記のとおり変更したいので、変更広告を添付して申込みます。

記

1 変更広告は、別紙のとおり

2 変更希望の年月日 年 月 日

年 月 日

様

木津川市教育委員会

教育長

印

木津川市立図書館雑誌スポンサー広告変更承認・不承認通知書

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき申込みされた雑誌スポンサー広告変更について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

◎ 広告の変更を承認します。

◎ 広告の変更を承認できません。

【不承認の理由】

年 月 日

木津川市教育委員会 教育長 宛て

住所

氏名

印

電話番号

### 木津川市立図書館雑誌提供中止通知書

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、下記の雑誌の提供を中止します。

記

提供を中止する雑誌名及び図書館名